

各 位

平成18年5月12日
株ジャスダック証券取引所

サーキットブレイクの発動基準
(サーキットブレイクポイント)となる値段等の変更について

本日の当取引所の立会取引において、一部のマーケットメイク銘柄に著しい価格の変動が認められたことから、売買の状況が過当とならないよう、当取引所といたしましては業務規程第31条第3項及び業務規程施行規則第19条第6項の規定に基づき、平成18年5月15日以降のマーケットメイク銘柄の売買について売買契約の締結の中断(以下「サーキットブレイク」といいます。)に関し、下記の措置を行うことといたしました。

1. サーキットブレイクの発動基準(サーキットブレイクポイント)となる値段等について

(1) サーキットブレイクを発動する基準となる値段

当日の売買立会における始値から上下1.5%毎、変動した値段で売買が成立した場合とします。

(現在の基準は30%)

【業務規程施行規則第19条第6項の規定に基づき同条第1項に規定する上限値段及び下限値段についての変更】

(2) 発動基準の変更

平成18年5月15日(月)の売買状況を勘案し、サーキットブレイク発動基準の更なる変更及びサーキットブレイク発動時間の延長又は変更を行うことがありますので念のため申し添えます。(同日以降、毎営業日における市場の状況を勘案します。)

(3) 適用対象銘柄及び適用時間

マーケットメイク銘柄全銘柄について立会時間を通じて終日適用いたします。

(4) 適用期間

平成18年5月15日(月)午前立会から、当取引所が改めて基準の変更をお知らせする時までといたします。

【参考 1】業務規程（抜粋）

（売買契約の締結の中断）

第 3 1 条 （略）

2 （略）

3 当取引所は、マーケットメイク銘柄の値段に著しい変動があり、又は当該マーケットメイク銘柄の売買の数量が過当となるおそれがあると認めるときは、「業務規程施行規則」に定める措置を行うことができる。

【参考 2】業務規程施行規則（抜粋）

（売買契約の締結の中断の基準となる値段等）

第 1 9 条 規程第 3 1 条第 1 項に規定する上限値段は当日の売買立会における始めの約定値段から 3 0 % 上昇した値段とし、下限値段は当日の当該約定値段から 3 0 % 下落した値段とする。ただし、当該上限値段又は下限値段に基づき売買契約の締結の中断となった後は当該上限値段又は下限値段を売買立会における始めの約定値段に読み替えるものとする。なお、当該上限値段又は下限値段が規程第 2 2 条第 1 項に規定する注文及びマーケットメイカー気配の単位に対して端数となる場合には、切り上げた値段とする。

2 （略）

3 規程第 3 1 条第 1 項に規定する売買契約の締結の中断は、規程第 6 条第 1 項に規定する午後立会（半休日においては同条に規定する午前立会）終了の 30 分前以降においては、新たに行わないものとする。

4 ~ 5 （略）

6 規程第 3 1 条第 3 項に規定するマーケットメイク銘柄の値段に著しい変動があり、又は当該マーケットメイク銘柄の売買が過当となるおそれがあると認めるときに行うことができる措置は、次の各号に定める措置とする。

（1）第 1 項に規定する上限値段及び下限値段について変更すること

（2）第 2 項に規定する約定締結処理の中断を行う時間及び第 3 項に規定する約定締結処理の中断を行わない時間について変更すること

以 上